

令和 7 年 第 4 回

三種町選挙管理委員会議案

令和 7 年 6 月 2 日 提出

日 時 令和 7 年 6 月 2 日 (月)

午前 9 時 00 分

場 所 三種町役場 第 2 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長職務代理者あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第27号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第28号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第12号 登録の移替えをした者について
 - 報告第13号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第14号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第29号 選挙人名簿の移替えの延期について（参院選）
 - 議案第30号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第31号 三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について
 - 議案第32号 三種町選挙管理委員会書記長専決処分規程の一部改正について
 - 協議第 1号 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 4 その他

議案第27号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和7年6月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

- 1 新有権者登録 令和7年6月1日までに満18歳に達する者
生年月日：平成19年4月8日から平成19年6月2日まで
男 7人 女 5人 小計 12人
- 2 転入登録 令和7年3月1日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和6年12月20日から令和7年3月1日まで
男 13人 女 9人 小計 22人
- 3 登録者総数 男 20人 女 14人 合計 34人

議案第28号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第28条の規定により、令和7年6月1日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

- 1 死亡抹消者 届出日：令和7年4月5日から令和7年5月31日まで
男 29人 女 26人 小計 55人
- 2 転出抹消者 令和7年1月31日以前に三種町から転出した者
転出日：令和6年12月6日から令和7年1月31日まで
男 16人 女 11人 合計 27人
- 3 抹消者総数 男 45人 女 37人 合計 82人

報告第12号

登録の移替えをした者について

令和7年6月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

令和7年3月1日から令和7年5月31日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 12人 女 24人 合計 36人

報告第13号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は256である。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

参考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第14号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,262である。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

参考

- 第76条第1項 議会の解散請求
- 第80条第1項 議員の解職請求
- 第81条第1項 長の解職請求
- 地教組第8条第1項 教育委員の解職請求

議案第 29 号

選挙人名簿の移替えの延期について（参院選）

令和 7 年 7 月 執行予定の参議院議員通常選挙において、公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悅

移替えを延期する期間

令和 7 年 6 月 14 日 から 当該選挙の期日まで

議案第30号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（参院選）

令和7年7月20日執行予定の第27回参議院議員通常選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悅

琴丘地区 41箇所
山本地区 42箇所
八竜地区 32箇所 計 115箇所

設置箇所は別紙のとおり

議案第31号

三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について

三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

1 改正理由

本規程について、不要な規定及び他市町村と比較して不足している規定が見られるため、一部改正します。

2 改正内容（第2条関係）

（1）他市町村と比較して不足している規定を追加します。

- ・選挙人名簿抄本の抹消
- ・供託物の還付

（2）不要な規定の廃止

- ・土地改良区総代選挙に関する規定（第26号）

土地改良法の改正により、令和元年から選挙管理委員会による管理が廃止されています。

（3）その他、字句訂正等所要の改正を行います。

3 施行日

令和7年6月2日から施行します。

(議案第31号別紙)

三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する告示（案）

三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程（平成18年選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(委員長の専決処分事項)</p> <p>第2条 委員会の権限に属する事件のうち、委員長が専決処分できるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第193条において準用する同法第172条第2項及び第4項並びに第180条の3の規定による職員の任免等に関すること。</p> <p>(2) <u>自治法</u>第74条第5項及び第76条第4項（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定により、選挙人名簿確定の日においてこれに登載された者の総数の50分の1の数及び3分の1の数を決定すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 法第28条の規定により選挙人名簿抄本の抹消をすること。</u></p> <p><u>(6)～(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 令第93条の規定により供託物を還付すること。</u></p> <p><u>(12)～(27) (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(28) (略)</u></p>	<p>(委員長の専決処分事項)</p> <p>第2条 委員会の権限に属する事件のうち、委員長が専決処分できるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号_____）第193条において準用する同法第172条第2項及び第4項並びに第180条の3の規定による職員の任免等に関すること。</p> <p>(2) <u>地方自治法</u>第74条第5項及び第76条第4項（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定により、選挙人名簿確定の日においてこれに登載された者の総数の50分の1の数及び3分の1の数を決定すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)～(9) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(10)～(25) (略)</u></p> <p><u>(26) 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第32条第2項の規定により、土地改良区の総代の選挙に関する経費の見積書を提出すること。</u></p> <p><u>(27) (略)</u></p>

附 則

この告示は、令和7年6月2日から施行する。

議案第32号

三種町選挙管理委員会書記長専決処分規程の一部改正について

三種町選挙管理委員会書記長専決処分規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悅

1 改正理由

本規程について、実際の運用と異なる内容及び他市町村と比較して相違が見られるため、一部改正します。

2 改正内容（第2条関係）

（1）委員長専決処分規程と重複している部分があり、他市町村では書記長ではなく委員長専決としている例が多いため、削除します。

- ・供託書の還付（第5号）
- ・違反文書等の撤去（第6号）
- ・出納責任者の選任解除等の届出受理（第7号）
- ・收支報告書の受理（第8号）

上記のうち供託書の還付については、本規程から削除した上で委員長専決処分規程に追加します（議案第31号）。

（2）他市町村と比較して不足している規定を追加します。

- ・職員の休暇の承認及び服務
- ・選挙人名簿抄本の閲覧（※現状書記長決裁で運用している。）

（3）その他、字句訂正等所要の改正を行います。

3 施行日

令和7年6月2日から施行します。

三種町選挙管理委員会書記長専決処分規程の一部を改正する告示（案）

三種町選挙管理委員会書記長専決処分規程（平成18年選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正案	現行
(趣旨) <p>第1条 三種町選挙管理委員会規程（平成18年三種町選挙管理委員会告示第1号）<u>第14条</u>の規定に基づき、委員長の権限に属する事務のうち、書記長をして専決処分させる事項については、この告示に定めるところによる。</p>	(趣旨) <p>第1条 三種町選挙管理委員会規程（平成18年三種町選挙管理委員会告示第1号）<u>第12条</u>の規定に基づき、委員長の権限に属する事務のうち、書記長をして専決処分させる事項については、この告示に定めるところによる。</p>
(書記長の専決処分事項) <p>第2条 所掌事務のうち書記長が専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 職員の休暇その他服務に関する諸願届出を処理すること。</u></p> <p><u>(5) 選挙人名簿抄本の閲覧に関すること。</u></p> <p><u>(6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第83条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号_____）</u> 第86条の規定により選挙録その他関係書類を保存すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	(書記長の専決処分事項) <p>第2条 所掌事務のうち書記長が専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第83条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号<u>以下「令」という。</u>）</u> 第86条の規定により選挙録その他関係書類を保存すること。</p> <p><u>(5) 法第93条の規定により供託書を還付すること。</u></p> <p><u>(6) 法第147条の規定により、違反文書又は図書画の撤去を命じ、又は撤去すること。</u></p> <p><u>(7) 法第180条から第183条までの規定による出納責任者の選任解任及び辞任並びに異動等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(8) 法第189条の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告を受理すること。</u></p>

(7)・(8) (略)

附 則

この告示は、令和7年6月2日から施行する。

(9)・(10) (略)

協議第1号

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり協議します。

令和7年6月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

1 改正理由

国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を定める、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が本年5月28日に可決・成立し、6月4日公布予定となっています。

この改正により選挙長等の報酬が引き上げられ、令和7年7月執行予定の参議院議員通常選挙から適用されますので、本町でも国の基準額に準じて報酬額の改正を行うため、条例の一部改正案を三種町議会6月定例会に提案するものです。

2 改正内容

選挙長等の報酬（第2条別表関係）

No.	区分	報酬（現行）円	改正案 円
10	選挙長	日額 10,800	日額 12,200
11	開票管理者	日額 10,800	日額 12,200
12	投票管理者	日額 12,800	日額 14,500
13	共通投票管理者	日額 12,800	日額 14,500
14	選挙立会人	日額 8,900	日額 10,100
15	開票立会人	日額 8,900	日額 10,100
16	投票立会人	日額 10,900	日額 12,400

17	共通投票立会人	日額 10,900	日額 12,400
18	期日前投票管理者	日額 11,300	日額 12,800
19	期日前投票立会人	日額 9,600	日額 10,900

3 施行期日

公布の日から施行します。

(協議第1号別紙)

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三種町条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
番号	区分	報酬	番号	区分	報酬
		円			円
1～9	(略)		1～9	(略)	
10	選挙長	日額 <u>12,200</u>	10	選挙長	日額 <u>10,800</u>
11	開票管理者	日額 <u>12,200</u>	11	開票管理者	日額 <u>10,800</u>
12	投票管理者	日額 <u>14,500</u>	12	投票管理者	日額 <u>12,800</u>
13	共通投票管理者	日額 <u>14,500</u>	13	共通投票管理者	日額 <u>12,800</u>
14	選挙立会人	日額 <u>10,100</u>	14	選挙立会人	日額 <u>8,900</u>
15	開票立会人	日額 <u>10,100</u>	15	開票立会人	日額 <u>8,900</u>
16	投票立会人	日額 <u>12,400</u>	16	投票立会人	日額 <u>10,900</u>
17	共通投票立会人	日額 <u>12,400</u>	17	共通投票立会人	日額 <u>10,900</u>
18	期日前投票管理者	日額 <u>12,800</u>	18	期日前投票管理者	日額 <u>11,300</u>
19	期日前投票立会人	日額 <u>10,900</u>	19	期日前投票立会人	日額 <u>9,600</u>
20～53	(略)		20～53	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【今後の日程】

参議院議員通常選挙が

公示日：7月3日（木）、投・開票7月20日（日）の場合

6月23日（月）投票所入場券発送（予定）

7月2日（水）第2回選挙管理委員会（選挙時登録）

午前9時00分～ 第1会議室

3日（木）第27回参議院議員通常選挙 公示日

氏名掲示くじ 午後5時30分（第3会議室）

4日（金）～19日（土）期日前投票・不在者投票開始

9日（水）選挙公報発送（予定）

県発送6日（日）16時予定

17日（木）開票立会人届出期限

開票立会人くじ 午後5時30分（第3会議室）

20日（日）第27回参議院議員通常選挙 投・開票日

投票 午前7時～午後7時（上岩川は午後6時まで）

開票 午後8時～ 三種町八竜体育館

第5回選挙管理委員会（専決処理事項の報告）